

## 令和5年度豊島区介護サービス事業者等におけるPCR検査等事業の概要

事業の目的：新型コロナウイルスに感染した場合に重症化リスクの高い高齢者が利用する区内の介護サービス事業者等に対し、PCR検査等の費用を補助することで、感染者を早期発見し、感染拡大防止対策に早期に取り組むことを可能とします。それにより、区民が介護サービスを安定的・継続的に受けられる体制の維持を図ります。

表中の赤字箇所は令和6年2月の変更箇所

### (1)事業所関係者に陽性者が出た場合

| 検査事業                                  | 対象                                       | 検査方法                                    | 申込方法  | 補助上限金額                           |
|---------------------------------------|--|---|---|----------------------------------|
| PCR検査費用補助事業<br>(陽性者発生時)               | 職員・利用者<br>(家族は補助金の対象外)<br><br>(R5.5.8変更) | 民間医療機関での検査<br>検査キットでの検査等<br>(事業者が任意で実施) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者が発生したら、感染状況を介護保険課「事業者指定グループ」に電話で報告してください。検査の補助申請は受検前にご連絡ください。</li> <li>・感染状況の報告がない場合、「陽性者発生時」の補助の申請はできません。</li> <li>・PCR検査費用補助金交付申請書兼請求書と必要書類を提出</li> <li>・申請者は事業者(法人)</li> </ul> <p>【申請期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受検後、<b>15日以内</b>に申請してください。</li> <li>※令和5年度分の申請期限は令和6年3月15日(金)です。</li> <li>申請期限後に令和5年度分の実施がある場合は、当該実施日にも事業者指定グループへご連絡ください。</li> </ul> | 1人あたり<br>20,000円<br>(令和5年4月から変更) |
| PCR検査実施事業<br>(区が実施する事業)<br>委託先:豊島区医師会 | 職員・利用者<br><br>(R5.5.8変更)                 | 事業所を訪問して集団検査                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者指定Gに電話(検査方法と日程の調整を行います)</li> <li>・介護サービス事業者等におけるPCR検査連絡票・申込書を提出(申請者は事業所、検査を受ける本人の同意が必要です。)</li> </ul>  |                                  |

### (2)平常時に事業所の感染予防を目的としてPCR検査を実施する場合

| 検査事業                 | 対象        | 検査方法                               | 申込方法   | 補助上限金額  |
|----------------------|-----------|------------------------------------|--|---|
| PCR検査費用補助事業<br>(平常時) | 職員<br>利用者 | 医療機関や<br>検査キットでの検査等<br>(事業者が任意で実施) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課「事業者指定グループ」に電話(申請書提出前にご連絡ください)</li> <li>・PCR検査費用補助金交付申請書兼請求書および実施報告書と必要書類を提出</li> <li>・申請者は事業者(法人)</li> </ul> <p>【申請期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上期(4月～9月)実施分:令和5年10月15日</li> <li>・下期(10月～11月)実施分:令和5年12月25日</li> <li>・下期(12月～3月)実施分:令和6年3月15日</li> <li>※申請期限後に令和5年度分の実施がある場合は、当該実施日に事業者指定グループへご連絡ください。</li> </ul> | 1事業者あたり<br>事業所職員数及び定員数<br>(令和5年4月1日時点)<br>の合計に6,600円を乗じた額 |

■ PCR検査事業に係るQ&A

| 質問内容   | 該当事業      | 回答  |
|--|-----------|---|
| 1.どのサービス種別の事業所が対象となるのか。                              | 全事業       | サービス種別に係らず豊島区内の介護サービス事業所内の事業所で行った検査が対象になります。  |
| 2.PCR検査だけでなく抗原検査も補助対象となるか。                           | 補助事業      | 抗原検査も補助対象になりますが、抗原検査キットとして承認された製品のみです。「研究用」は対象外です。また、感染拡大を防ぐための検査に対する補助なので、キットを購入しただけでは補助の対象になりません。実際に検査した件数を申請してください。  |
| 3.平常時の検査において、同じ職員に複数回検査を行うことは可能か。                    | 補助事業(平常時) | 補助上限内であれば、同じ職員の方に複数回実施しても構いません。なお、職員には東京都の集中的検査が実施中の場合は、集中的検査を優先して検査を計画的に実施してください。  |
| 4.申請回数に上限はあるか。                                       | 全事業       | ・検査実施事業、補助事業(陽性者発生時)については、上限回数はありません。区が必要と認めた場合、何度でも申請可能です。<br>・補助事業(平常時)は、1事業者につき上期分と下期分について各1回の申請です。(上期で年度上限額に達した場合、下期の申請はできません。)ただし、令和5年度下期分は、10月～11月実施分と12月～3月分をそれぞれ分けて申請いただきます。(上記(2)の申込方法を参照) |
| 5.補助事業(平常時)の補助上限額はどのように算出するのか。                       | 補助事業(平常時) | 令和5年4月1日時点の職員数及び利用定員数の合計に6,600円を乗じた額が1事業者の補助上限額です。<br>例)職員5名、利用定員数10名の場合<br>(5名+10名)×6,600円=補助上限額99,000円<br>※利用定員数のないサービス(居宅介護支援、訪問介護等)については、利用定員数は「0」とし、職員数で計算してください。                              |
| 6.消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る仕入控除税額が確定した場合の取扱いはどうすればよいか。 | 全事業       | 補助金の交付を受けた各事業者に対しては、税の申告時期を考慮しつつ区から消費税仕入控除税額報告書の提出を依頼します。補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額の補助金を返還していただくことになります。  |

| 質問内容  | 該当事業 | 回答  |
|---|------|---|
| 7. PCR検査費用補助事業における令和5年7月1日からの変更点は何か。<br>(令和5年7月1日追加)                              | 全事業  | 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を踏まえ、職員及び利用者のPCR検査費用について、補助対象経費となるのは検査料、検体採取料、結果判断料、検体輸送代、検査に使用した検査キット代(研究用は対象外)のみとしました。初診料や文書料などは補助対象とはなりません。<br>また、補助対象経費の見直しに伴い、提出いただく書類の様式も一部変更しています。 |
| 8. 令和5年4月から6月の間に実施したPCR検査費用の補助金を令和5年7月以降に申請する場合、補助対象経費はどのようになるのか。<br>(令和5年7月1日追加) | 全事業  | 令和5年7月1日前に実施したPCR検査費用の補助対象経費については、従前の例(変更前の補助対象経費)によることとなります。   |
| 9. 上記8の補助金を申請する場合、申請書はどの様式を使用すればよいか。<br>(令和5年7月1日追加)                              | 全事業  | 令和5年7月1日以降の新様式を使用し、令和5年7月1日前に実施したPCR検査費用(変更前の補助対象経費)を記載してください。  |
| 10. 領収書等に初診料や文書料等が含まれている場合でも申請することはできるか。<br>(令和5年7月1日追加)                          | 全事業  | 申請はできます。ただし、令和5年7月1日以降に実施したPCR検査に係る補助金の申請書や実績報告書等の補助対象経費には、検査料、検体採取料、結果判断料、検体輸送代、検査に使用した検査キット代(研究用は対象外)のみの金額を記入してください。  |
| 11. 領収書等が経費項目ごとに金額が記載されておらず、内容が不明確な場合はどうすればよいか。<br>(令和5年7月1日追加)                   | 全事業  | 領収書の発行元に対し、検査料、検体採取料、結果判断料、検体輸送代、検査に使用した検査キット代(研究用は対象外)の内訳が記載されている領収書等が発行可能か確認してください。発行可能な場合は当該領収書等を添付資料とし、発行されない場合は発行元に内容を確認のうえ、その内容が分かるよう様式を作成してください。                         |
| 12. 領収書が複数人の分をまとめて記載されている場合(一式等)はどうすればよいか。<br>(令和5年7月1日追加)                        | 全事業  | 一人ごとの単価が分かるものであれば差し支えありません。一人ごとの単価が不明確な場合は、領収書の発行元に単価が明確となる領収書等の発行が可能か確認してください。発行可能な場合は当該領収書等を添付資料とし、発行されない場合は発行元に内容を確認のうえ、その内容が分かるよう様式を作成してください。                               |